



四国税理士会報

第472号
2025.6.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 秋山 千枝
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



主な記事

令和6年度租税教室特集
租税教育推進部ニュース

阿南の河津桜

撮影者 阿南支部
益田 順子



ホームページのQRコードはこちら

目次

○ 5 月 の 会 務 . . . 3	
・ 総会提出議案を承認	理事会
・ 第1回常務理事会及び第1回理事会提出議題を協議	正副会長会
・ 税務調査に関するアンケート等について協議	調査研究部会
・ 第六世代電子証明書等の周知について協議	情報化対策部会
○ 潮 流 . . . 4	
・ 「大規模災害対策積立金」積立継続について	財務部長 西村 正史
○ 第51回日税連公開研究 討 論 会 開 催 の お 知 ら せ . . . 7	
○ 日 税 連 会 議 出 席 報 告 . . . 8	
○ 高松国税局からのお知らせ . . . 9	
・ 業務センターへの郵送等に関するお願い	
・ 滞納整理事務の集中化の実施について	
○ 租税教育推進部ニュース . . . 11	
・ 高松国税局との租税教育に関する意見交換会を開催	租税教育推進部長 橋本 峰人
○ 令和6年度租税教室特集 . . . 12	租税教育推進部
○ 税理士用電子証明書を ご 利 用 の 税 理 士 の 方 へ . . . 18	
○ 研 修 会 の ご 案 内 . . . 19	
○ TAINS インフォメーション . . . 20	情報化対策部
○ 税 の 広 場 . . . 21	
・ 相続による土地の所有権の移転登記等に対する 登録免許税の免税措置について	
○ 会 員 異 動 . . . 22	
○ 編 集 後 記 . . . 23	広報委員 中田 千穂

表紙写真説明

タイトル 阿南の河津桜

コメント 地元で愛されている河津桜です。海・山・川と自然豊かな徳島県阿南市。直木賞受賞作品「藍を継ぐ海」の舞台へ、皆様どうぞお越しください。

撮影者 阿南支部 益田 順子

◇ ◇ **5月の会務** ◇ ◇

日	会議・行事名	主な内容
1	第2回登録調査委員会	新規登録申請に係る登録適否調査等
2	第1回情報化対策部会（ウェブ）	第六世代電子証明書等の周知
7	第2回正副会長会（ウェブ）	第1回常務理事会及び第1回理事会の提出議題等
12	第1回常務理事会	第1回理事会の提出議題等
13	第1回理事会	総会の提出議案等
	第1回監事会	令和6年度会計及び業務監査
19	高松国税局との税務支援協議会	高松国税局受託事業の実施結果等
26	第3回登録調査委員会	新規登録申請に係る登録適否調査等
28	第2回広報部編集企画会議（ウェブ）	会報第472号（6月号）の編集・校正等

理事会

5月13日開催

総会提出議案を承認

令和7年度最初の理事会が5月13日、四国税理士会館において開催された。

当会議では、①四国税理士会役員選任規則の一部変更案②第69回定期総会提出議案③総会の委任状に基づく議決権の行使者一など、3項目について議決した。

（議決事項）

1. 四国税理士会役員選任規則の一部変更案

越智制度部長から、四国税理士会役員選任規則の一部変更案について、役員選挙管理委員会での協議を受け、第7条の委員の委嘱変更案の説明が行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

2. 第69回定期総会提出議案

第69回定期総会に提出する各議案の提案説明が執行部から行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

提出議案は次のとおり。



理事会で挨拶をする浜崎会長

- 第1号議案 令和6年度事業報告承認の件
- 第2号議案 令和6年度決算承認の件
- 第3号議案 四国税理士会会務執行規則の一部変更の件
- 第4号議案 四国税理士会役員選任規則の一部変更の件
- 第5号議案 令和7年度事業計画並びに予算決定の件

3. 総会の委任状に基づく議決権の行使者

河内専務理事から、総会の委任状に受任者の氏名が記入されていない場合の取扱いについては、浜崎会長（浜崎会長に事故があるときは浜崎会長が指名する者）が議決権を行使するように定めたいとの提案説明が行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

(協議事項)**1. 第69回定期総会の運営**

河内専務理事から、定期総会の運営に関し、①次第及び担当者②来賓案内予定者③発送文書④会場設営等一の説明が行われた。

(報告事項)**1. 日税連の表彰規程第3条第1項第4号該当者**

石井総務部長から、標記日税連被表彰者について、日税連に報告したとの説明が行われた。

2. 研修受講義務免除申請の審査結果

市川研修部長から、令和6年度分2名、令和7年度分2名の会員から提出のあった標記申請に関して、研修審査会で協議を行った結

果、それぞれ研修規則第6条第1項第1号又は第3号又は第5号に該当するため免除申請を承認し、申請者に通知したとの報告が行われた。

3. 各部・委員会からの報告事項

各部長から、次のとおり報告が行われた。

【総務部】

・税務署の掲示板の廃止に関して、現在日税連で協議が行われている。

【税務支援対策部】

・記帳指導について本年度も応札することとなった。

・また、今後の記帳指導の方式について、オンライン上での実施を検討しているとのこと、大きく変わる点があるかと思われる。

**「大規模災害対策積立金」積立継続について**

本会では、会の安定的かつ継続的な運営を支える財政基盤の一環として、「大規模災害対策積立金」を設けています。この積立金は、自然災害、感染症拡大、情報システムのトラブル等、突発的で広範囲な影響を及ぼす事態に迅速かつ柔軟に対応するための財源として平成27年度より積立てを行ってきたものです。

このたび、長年にわたり計画的に積立ててきた結果、当初設定していた目標額に達成することができました。これもひとえに、会員の皆様のご理解とご協力によるものであり、財務部を代表して心より感謝申し上げます。

当初は、一定額を確保した時点で積立てを終了し、必要時にその財源を活用する方針でありました。しかし、ここ数年の社会情勢、自然環境の変化を顧みるに、当初の想定をはるかに超えるリスクが現実のものとなっていることは明らかです。東日本大震災をはじめとした自然災害の頻発、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、さらには地政学的な不安定要因やサイバー攻撃の高度化など、私たちの業務や会の運営に深刻な影響を及ぼしかねない事象が、年々増加・複雑化しております。

こうした背景から、財務部としては積立金の目標額達成後も現行の積立制度を延長する方針を正副会長会に提案し、再目標額を1億3千万円（会費収入の1年間分相当額）にすると正式に承認を得たところであります。

この決定は、会の持続可能な運営を守るための「備えの強化」であり、また、会員の皆様の業務環境を守るための大切な布石でもあります。物価高騰などにより厳しい財政状況ではありますが、資金繰りを考慮しながら速やかに目標額を達成したいと考えております。

引き続き、会員の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

そして何より、こうした備えが実際に使われる事態が訪れぬことを、心より願っております。

(財務部長 西村 正史)

【研修部】

・現在の研修受講達成率の速報値は85.1%となっており、全国の平均値は79.3%となっている。

【情報化対策部】

・第六世代電子証明書に関して、今後のスケジュール等を四国会HPのお知らせにも掲載しているので、また周知等をお願いしたい。

4. その他

当面の諸問題について協議した。

5月13日に開催される、第1回常務理事会及び第1回理事会の提出議題の中で、①四国税理士会役員選任規則の一部変更案②第69回定期総会の提出議案③総会の委任状に基づく議決権の行使者④高松国税局受託事業の応札⑤事務局職員の昇給及び賞与の決定⑥四国税理士会事務局の電話機器一式の更新⑦第1回理事会の提出議題—などについて協議した。

2. その他当面の諸問題

①総務部からの報告②他団体等総会への出席③日税連の表彰規程第3条第1項第4号該当者—など、その他当面の諸問題について協議した。

正副会長会

5月7日開催（ウェブ会議）

第1回常務理事会及び第1回理事会提出議題を協議

1. 第1回常務理事会及び第1回理事会の提出議題



税制改正に係る説明会を開催

令和7年5月13日、午後1時30分から、財務省主税局税制第三課長の宮下賢章氏を講師に招き、「令和7年度税制改正の概要」をテーマにした説明会が行われた。

この説明会は、「令和7年度税制改正大綱」の公表を受け、各税理士会役員の理解を深めるため、財務省担当官が全15税理士会の役員会に出席し、改正内容や経緯などを説明するものである。

説明会では、①物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応②老後に向けた資産形成の支援③子育て支援に関する政策税制④地域経済を支える中小企業の取組みを後押しする税制⑤スタートアップへの投資促進や「資産運用立国」の実現に向けた環境整備⑥国際課税⑦外国人旅行者向け免税制度の見直し⑧防衛力強化に係る財源確保のための税制措置⑨納税環境整備⑩自動車関係諸税—などの説明が行われた。



講師の宮下賢章氏

調査研究部会

4月22日開催（ウェブ会議）

税務調査に関するアンケート等について協議

1. 令和7年度事業計画案及び予算案

調査研究部の事業計画を次のとおり決定した。

- (1) 税務行政及び租税制度に関する所要の建議及び要望案（以下、「税制改正建議」という）を策定する。
- (2) 税務調査に関するアンケートを実施する。
- (3) 税制建議等及び税務調査に関するアンケートについては、税理士会務及び会員の実務に活かすことを目的として、会員の意見が多く取り上げられるように努めるとともに、その内容及び結果を会報誌等を通じて周知する。
- (4) 税務研究所と連携し、税理士業務に関連する会計制度、商事法令等についての調査研究を進める。

また、予算案については、全体会議8回（うちウェブ会議5回）とするほか、調査研究部拡大会議、公開研参加費、税務調査に関するアンケート実施費、またそれに伴う回答システム保守費等を要求することとした。

2. 税務調査に関するアンケートの実施

昨年のアンケート結果を基に多少項目を修正し、今年度も実施することとした。また、昨年同様のネット回答での実施に伴うアンケート回答システム変更案について協議した。

3. 日税連報告

烏谷部長から、日税連調査研究部会の出席報告として、①第6回調査研究部拡大会議の実施要領②令和8年度以降の公開研究討論会の運営のあり方—などについて説明が行われた。

情報化対策部会

5月2日開催（ウェブ会議）

第六世代電子証明書等の周知について協議

1. 第六世代電子証明書等の周知

佐々木部長から、日税連から周知依頼のあった第六世代電子証明書等の通知について、日税連からの資料をもとに周知方法を検討した。四国会へは、令和7年8月14日から発送される予定であり、それに合わせて会報7月号に第六世代電子証明書等の取得についての詳細文書を同封することとした。

また、日税連から、5月下旬頃に周知動画が配信される予定であり、公開に合わせて四国会HPにもお知らせを掲載することとした。

〈お詫び〉

前号（471号）に下記のとおり、誤記がありましたので、訂正してお詫びいたします。

P.32 令和6年度租税教室実施結果

大洲支部

（正）高等学校7校（8講義）

（誤）高等学校6校（8講義）



税 理 士 証 票 の 提 示
 会 員 章 の 着 用
 を 励 行 し ま し ょ う

第51回日税連公開研究討論会開催のお知らせ

第51回日税連公開研究討論会が、日本税理士会連合会、東京地方税理士会、千葉県税理士会及び関東信越税理士会の共催により、下記のとおり開催し、次のとおり開催され、併せてライブ配信により実施されます。

参加ご希望の方は、お早めにお申し込み願います。

なお、今後の状況に応じて、実施方法を変更する場合がありますので、予めご了承ください。

1. 日 時 令和7年10月10日(金) 午前10時～午後5時まで
 ※12時に各席へお弁当を配付いたします。遅れてご参加された場合、提供はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
2. 場 所 パシフィコ横浜ノース 1F「G1～G4」
 所在地：〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい1丁目1番地2号
 電話番号：045-221-2155 (総合案内)
3. テーマ 第一部「デジタル化社会における税理士の役割と納税者の権利利益の保護」
 (東京地方税理士会担当)
 第二部「多様性と税」(千葉県税理士会担当)
 第三部「成熟国家における公平な税制とは」(関東信越税理士会担当)
4. 参加費 会場参加者 6,000円
 ライブ配信参加者 無料
 ※ライブ配信のみの実施となった場合でも返金しません。
5. 懇親会 同ホテル1F「G7・G」 午後5時30分～午後7時30分 会費 12,000円
6. ライブ配信 視聴方法や資料については、8月下旬に開設予定の東京地方税理士会ホームページの第51回日税連公開研究討論会特設ページでご確認ください。
 ※ライブ配信については、事前申し込み不要です。
7. 申込期限 **令和7年7月11日(金)**
8. 申込方法 必要事項(下記)をご記入のうえ、四国税理士会宛にFAX(087-823-2080)又はメール(info@shikoku-zei.or.jp)により申し込みください。
 (申込用紙は、このページをコピーしてご利用ください。)
9. 留意事項
 - (1) 論文集(冊子)については、希望者にのみ6,000円にて販売させていただきます。
 なお、論文集のデータについては、特設ページ等で事前に無償で公開します。
 - (2) 発送以後にキャンセルされた場合、参加費及び懇親会費については、返金できませんのでご注意ください。
 - (3) 宿泊は手配いたしません。

＜第50回日税連公開研究討論会への参加申込＞

参加方法 (いずれかに○)	会場参加 (参加費は本会が負担します)	ライブ配信 (事前申込不要)
※会場参加の方のみ 要回答	懇親会に参加する (会費 12,000円)	懇親会に参加しない
論文集の購入希望 ※希望者のみ○	冊子(6,000円/冊)	
登録番号	所属支部	
氏名	(連絡事項)	

※会場参加で懇親会に参加、論文集の購入申込をされた方には、振込等について別途連絡させていただきます。

◇ ◇ 日税連 会議出席報告（4・5月） ◇ ◇

開催日	会議・行事名	主な内容	出席者
4月4日(金)	第1回財務部会(長崎)	令和6年度決算見込、令和7年度予算(案)等	西村財務部長
7日(月)	第1回中小企業対策部常任委員会(ウェブ)	令和7年度事務引継事項等	藤井中小企業対策部長
8日(火)	第1回調査研究部会(ウェブ)	令和8年度税制改正建議書(案)の取りまとめ等	烏谷調査研究部長
11日(金)	第1回会務制度委員会	各部・委員会から寄せられた規程変更案の審査等	岩佐専務理事
14日(月)	第1回デジタル・システム委員会(ウェブ)	電子証明書等	佐々木情報化対策部長
18日(金)	第1回登録調査部会	登録申請書の調査等	白井登録調査委員長
24日(木)	第1回正副会長会、登録審査会	部・委員会等の具申等	浜崎会長
28日(月)	第1回事業本部会(ウェブ)	「税理」企画案の監修等	
30日(水)	第1回広報部会(ウェブ)	対外広報等	秋山広報部長
5月2日(金)	第1回租税教育推進部常任委員会(ウェブ)	大学寄附講座等	橋本租税教育推進部長
12日(月)	第2回調査研究部会	令和8年度税制改正建議書(案)の取りまとめ等	烏谷調査研究部長
	第1回総務部会(ウェブ)	税理士職業賠償責任保険の加入促進の方策等	石井総務部長
	第2回財務部会	令和6年度決算及び令和7年度予算(案)等	西村財務部長
13日(火)	第1回公益活動対策部常任委員会	地方公共団体監査制度基礎研修テキストの見直し等	杉田副会長、 徳井公益活動対策部長
16日(金)	第2回登録調査部会	登録申請書の調査等	白井登録調査委員長
22日(木)	第2回正副会長会、登録審査会	登録申請書の調査等	浜崎会長
26日(月)	第2回事業本部会(ウェブ)	「税理」企画案の監修等	
	第1回広報部常任委員会	部・委員会等の具申等	秋山広報部長

高松国税局からのお知らせ

業務センターへの郵送等に関するお願い

高松国税局では、税務署における内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、令和3年7月から、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施し、令和7年7月10日からは、対象となる税務署（対象署）を更に拡大することとしています。

そのため、次の事項について、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。
 なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - ・e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
 - ・書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
 （注1）税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。
 （注2）書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
 業務センターからの照会等について、関与先等から相談を受けた場合等には、関与先等を御指導いただくなど、御理解と御協力をお願いいたします。
- 業務センターでは、国税に関する御相談（納付に関する御相談を含みます。）、納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付及び申告書・申請書等の用紙の送付は行っておりません。

高松国税局における対象署等は下表のとおりです。
 ※令和7年7月10日から新たに対象となる税務署に下線表示しています。

名 称	高松国税局業務センター
所 在 地	〒760-8526 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎
対 象 署	川島税務署、脇町税務署、池田税務署、高松税務署、坂出税務署、長尾税務署、土庄税務署、 <u>今治税務署</u> 、 <u>新居浜税務署</u> 及び伊予三島税務署
行政指導事務等の集約処理	高松国税局業務センターにおいては、上記税務署の内部事務のほか、一部の行政指導事務等について、高松国税局管内全署分の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。
名 称	高松国税局業務センター松山分室
所 在 地	〒790-8579 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎
対 象 署	松山税務署及び伊予西条税務署
名 称	高松国税局業務センター高知分室
所 在 地	〒780-8667 高知市栄田町二丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎
対 象 署	高知税務署、安芸税務署、南国税務署、須崎税務署、中村税務署及び伊野税務署

滞納整理事務の集中化の実施について

税務署における徴収事務の一層の効率化・高度化の観点から、小規模な税務署を対象として、近隣の税務署（中心署）に滞納整理事務を集中化する施策を実施しています。

このため、対象署の滞納整理事務は、併任発令を受けた中心署の徴収担当職員が行うこととなります。

なお、納付相談につきましては、引き続き、対象署において対応いたしますが、必要な場合には、中心署の徴収担当職員が電話等により対応させていただくことがあります。

○滞納整理事務の集中化実施署及び実施開始時期

	署 名		実施開始時期等
	中心署	対象署	
実施署	徳島税務署	川島税務署、脇町税務署、池田税務署	【継続】
	高松税務署	坂出税務署、長尾税務署、土庄税務署	【継続】
	八幡浜税務署	大洲税務署	【継続】
	今治税務署	新居浜税務署、伊予西条税務署 伊予三島税務署	【開始日】 令和7年7月10日
	新居浜税務署	伊予西条税務署	【終了日】 令和7年7月9日
	高知税務署	安芸税務署、南国税務署、須崎税務署 中村税務署、伊野税務署	【継続】

—— 税理士の使命と倫理 —— 税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士の五訓

- 一. 税理士は、税務に関する専門家としての自覚のもとに、常に教養を深め、高い品性の陶冶に努めなければならない。
- 二. 税理士は、納税者の信頼にこたえるため、業務に関する法令と実務の研鑽に努め、関与先企業の適正納税と健全経営に寄与しなければならない。
- 三. 税理士は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 四. 税理士は、脱税等をほう助、指示、又は教唆してはならず、その相談に応じてはならない。
- 五. 税理士は、お互いに信義を重んじ、税理士に関する法令・会則等を遵守し、会務運営に積極的に協力しなければならない。

四国税理士会

租税教育推進部ニュース

高松国税局との租税教育に関する意見交換会を開催

租税教育推進部長 橋本 峰人



令和7年5月8日、高松国税局において「租税教育に関する意見交換会」が開催されました。

出席者は、国税局から国税広報広聴室長、補佐、税務広報広聴官6名。税理士会からは、租税教育推進部長、各県租税教育推進委員4名の総勢13名でした。

高松国税局国税広聴室、各県の税務広報広聴官とお互いに意見交換を行うことは、四国の全体像が分かり、また、他県の事例を参考とすることができる為、大変有用な場となりました。

前田室長及び橋本部長のあいさつに始まり、国税局、税務署及び税理士会から租税教室の令和6年度の開催状況や取組状況の報告、令和7年度の取組方針が述べられました。

次に意見交換として、各県の現状報告に踏まえ、租税教室開催に当たっての内容充実に向けた取組みや効果的かつ効率的に実施する為の取組みについて話し合いました。その中では各県の特別支援学校での租税教室の実施状況が紹介されました。また教員養成大学寄付講座の実施状況と今後の開催予定について紹介されました。

今後の租税教室の実施に当たっては、社会人となる手前の高等学校以上における開催、特別支援学校での開催に重点をおき、情報交換、情報共有をすることとしました。

最後にこれまでの取り組みを後退させないため、効果的・効率的な施策の協力を要請し、意見交換会を閉会しました。

令和6年度租税教室特集

高等学校



石原 志保 会員 (高松第一高等学校)

税金の種類や役割、我が国の財政状況をスライドを使って説明し、その後税金の集め方についてワークしました。生徒さんが一生懸命考えて発表してくれたので、楽しい授業ができました。

ちょうど週末に選挙があったこともあり、税と政治のつながりや選挙との関係にも興味を持ってもらえてよかったです。



藤澤 和 会員 (高松商業高等学校)

2クラス合同で行ったため会場が広く、後ろの方の生徒との関りが難しかったです。

内容としてはおおまかな税金の話と財政状況を説明した後にワークとして主権者教育について考えてもらい、その後、給与明細等について説明しました。

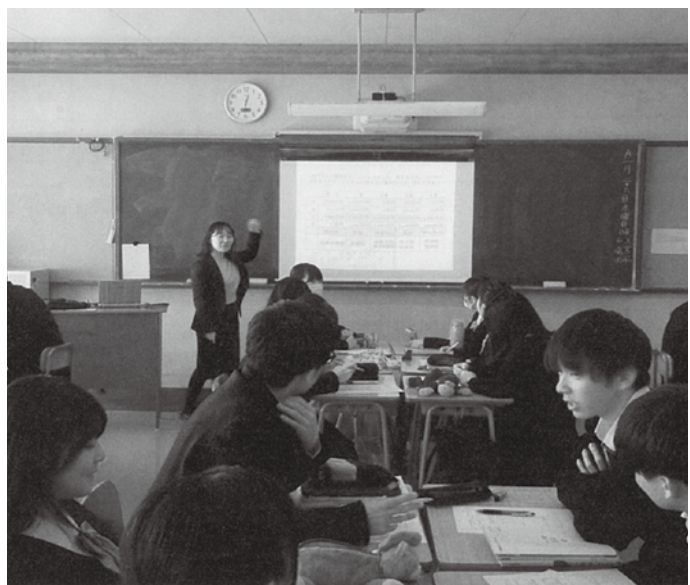
ワークはそれぞれ近くの席の人と話してもらいましたが、グループとしてではなかったので、発表は消極的でした。

1月29日の大手前高松高等学校で講師をさせていただきました。

担当のクラスが高校2年生であることから、大学生になった時のアルバイト収入に絡めた源泉徴収の話、今話題の「103万の壁」について話しました。

また18歳になると選挙権を持つことも絡めて税金の集め方、使い道は国会議員が決めることから主権者教育にも繋げて締めくくりました。

授業時間が45分間と限られた時間でありましたが、選挙権を持つことになる直前の高校2年生に伝えておきたいことは伝えられたかと思い、有意義な時間となりました。



真井 聡江 会員 (大手前高松高等学校)

高校1年生全クラス向けに無事に開催することができ、皆さん真剣に講義を聞きながら税金について考えていただきました。特に公平な課税方法を考える際には、周囲の生徒と簡単に話をしてもらいようにし、活発な意見交換がされていました。多くの生徒は累進課税の考え方を理解していて、計算も素早く実施できていました。パワーポイント資料の説明、ワークショップ、DVDという流れで実施し、ちょうどよい時間で実施できたかと思います。

今回初めて高校3年生の政治経済選択の生徒向けの授業をしました。高校生用租税教育教材「私たちの生活と財政の役割（申告書作成編）」を使用し、内容を説明するとともに、所得税の確定申告書の記載の流れを説明し、実際の用紙を用いて給与所得と簡単な控除の記入を実施してもらいました。なかなか目にすることのないものではありますが、確定申告が必要な場合があるという認識を持ってもらえたと思います。

和田 拓馬 会員（坂出工業高等学校）

定時制のため夜間の実施となりました。

「実生活に生きる租税教室に」との要望から、社会に出た際にかかる社会保険制度とその有効性を話しました。

生徒全員と定時制担当の教師全員が参加となり、熱心に聞き入ってくれました。

毛利 修平 会員（松山南高等学校定時制）

国税庁のビデオ「ご案内します。アナザーワールドへ」を見てもらいました。最初は何となく見ていた生徒たちもいましたが、後半の方は集中して見ていました。

昨年の反省を踏まえて、税金の話は簡単にし、その後税金クイズを出題し、生徒たちで考えてもらいながら講義を進めることができました。

進めていくうえで時間配分に苦勞しましたが、全体として生徒たちが関心を持って聞いてくれたという印象でした。

阿部 博明 会員（今治北高等学校）

コロナウイルス感染症及びインフルエンザ対策のため、体育館において窓を開放しての開催となりました。

近い将来実社会に出ていくと「税金」がより身近なテーマになると実感していただけるよう授業を実施しました。また、衆議院選挙、西条市長選挙が実施されたこともあり、選挙の大切さも実感していただけたと感じました。

山田 達彦 会員（西条農業高等学校）

今年は担当の先生より、①税金の使われ方の身近な例を教えてほしい②軽減税率について教えてほしい③定額減税について解説してほしいとのことでした。

毎年、三島高校ではこの授業をもとに夏休みの宿題の「税に関する作文」を書くそうなので、税を知るきっかけになってくださればと思います。

樋口 雄大 会員（三島高等学校）

令和6年12月10日、帝京第五高等学校の3年生全員（62人）を対象とした租税教室の講師を務めました。学校からの強い要請があり、2時間連続のセットで実施しました。

当日は、パワーポイントや動画を活用するとともに要所所で生徒の皆さんにも意見を出してもらい、生徒参加型で進行了しました。

パワーポイントデータを学校の協力によりプリントアウトして生徒に配付してもらい、復習として帰宅後に保護者と資料を見ながら、話合ってもらいようお願ひしました。

最後まで熱心に聴講するとともに、私の質問にも積極的に回答してくれた生徒の皆さんを見て、大変頼もしく思いました。

一定金額以上のアルバイト収入があった場合の留意事項や社会人となって給与から天引きされる所得税、住民税、社会保険料等についても解説を加えました。

当日は、多くの先生方にも聴講していただき、「財政の現状、税の種類と役割、検討すべき課題が良く理解できました。主権者教育にも大いに役立ちました。」との感想をいただきました。充実した租税教室の開催となりました。

加えて、後日、担当の先生から受講者全員の感想と更なる質問が届き、質問に対しては真摯に回答を作成しフィードバックしました。

当日は、高知新聞社の取材と税務署職員及び税理士会支部長が見学に来られていたので、プレッシャーを感じましたが、生徒12名を対象に冒頭で名刺交換を行ったあと、私がサーフィンが目的の大阪からの移住者であること、元大阪国税局職員であること、税理士業の魅力、FMラジオでの私の番組放送内容など、興味津々で聞いていただきました。

商業科の生徒ということで、簿記の重要性と生涯、役に立つことを意識してもらい、1億円レプリカを用いての所得税累進税率の説明をし、更に生徒自身のスマホから確定申告作成コーナーを利用して、アルバイト収入の税金が還付されるケースの申告書作成を体験してもらい、将来的に税務署へ行く必要性がなく、また、税務署の確定申告相談会場のアルバイト候補生が増えたかと思ひます。

なお、終了後に生徒から「税理士になるのは、どうしたらいいのか」の質問があり、とても嬉しく思ひました。

丸山 陽平 会員（大方高等学校）

2コマでの租税教室の実施を要望されたことで、日税連ホームページの租税教育教材の中にあつた「小さな村」シミュレーションゲームを行ってみました。初めての実施で、当初はどうなるか不安があつましたが、生徒さんたちは積極的に取り組んでくれました。時間の都合上、税について深くは教えることができませんでしたが、参加型の授業もいかなと思ひました。

山本 太一郎 会員（須崎総合高等学校）



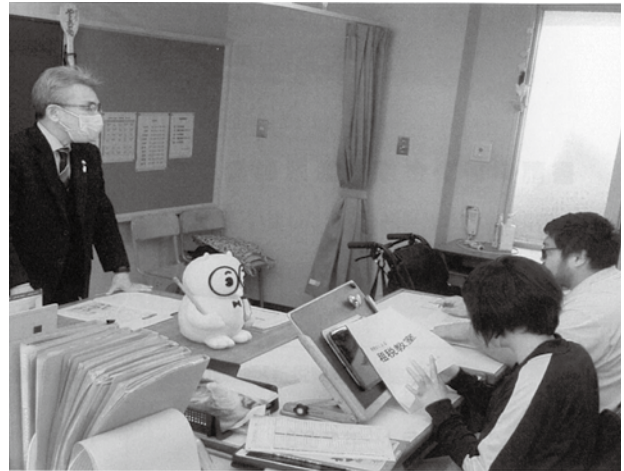
赤穂 英一 会員（帝京第五高等学校）

特別支援学校

視覚支援学校での初めての租税教室の開催であり、講義や資料の内容について学校側との入念な打ち合わせを重ねたことで、複数の障害を持つ生徒が多いことや、資料の文字の大きさ（18ポイント以上）や白抜き文字が見易いなどを教えてもらい、授業時間に合わせてそれに沿った資料作成（既存の資料の文字を大きくしたり白抜き文字にしたり）に時間を要しました。

対象が少人数だったため、生徒との距離が近く、反応も分かりやすく大人数よりやりやすかった半面、別の資料を用いる際など、使う資料が分かってももらえないなど苦慮した一面もありました。

今回の経験をアップデートし、視覚支援学校に対する次の租税教室をより良いものにしていきたいと思いました。



石川 寛記 会員（香川県立視覚支援学校）

今回初めて特別支援学校で租税教室をさせていただきました。授業の内容は小学校向けの内容で行い、税金の役割や使い道について身近な例を交えながら進めました。生徒の皆さんが積極的に手を挙げて意見を発表してくれる姿が印象的で、「税金がなかったらどうなる？」という質問には具体的で面白い答えがたくさん返って来ました。担当の先生の協力もあり楽しい雰囲気です。授業を終えることができました。授業を通じて、「伝え方」を改めて考える良い経験となりました。これからも「税」を分かりやすく伝える工夫を続けていきたいと思います。

中村 紗英 会員（みなら特別支援学校城北分校）

昨年度から引き続いて行ったため、昨年の反省点を生かし、授業ができました。昨年はテキストと重要な文書を手書きできるようにレジュメを作成していましたが、生徒さんの理解度に差があるため、作成したパワーポイントにメモを取れるように印刷してもらい実施しました。選挙や財政の話も行いましたが、小難しい内容はある程度省略した方が理解を得られそうだったため、もう少し平易な内容でもよかったかもしれないと反省しました。

長谷川 広美 会員（愛媛大学教育学部附属特別支援学校）

今回の租税教室は、パソコンを使ってPDFで作成した資料を見ながら税の説明を行い、その後DVDを見てもらいました。卒業後に作業所等へ就職する生徒もいるため、給与から天引きされる社会保険料や所得税、2年目からは住民税も加わり、1年目よりも手取りが減る可能性があること等の説明もしました。

質疑応答では、税の種類についてどんなものがあるかという質問がありました。

全体的に皆さん落ち着いており、スムーズな授業ができたと思います。

喜多 直樹 会員（徳島県立国府支援学校）

特別支援学校での授業。知的障害の生徒のため、小学生向けの教材を使用しました。税金って何だろう、どこで役立っているのかな、なかったらどうなるかななど、生徒に発問しコミュニケーションを取りながら授業を進めました。

生徒によるパネルの貼り付け（動きがある授業）やグッズ（札束）を活用して飽きさせない工夫をしました。また、就職や選挙にも触れ、身近なこととの認識を深めるようにしました。

全体的にゆっくり分かりやすい言葉で説明することを心掛けました。



橋本 峰人 会員（高知県立中村特別支援学校）

まず、20分程度、国税局ホームページより「マリンとヤマト」の動画を視聴、その後15分程度税金クイズをしました。税金クイズでは、全員が参加できるように建物等のパネルを配り、それに税金が使われているものかどうかを分けて黒板に貼ってもらいました。その後、1億円のレプリカを全員に持ってもらい、重さを体験してもらいました。最後に日税連作成の「税って何かな？」のパワーポイントでこれまでのおさらいや国の歳入歳出の話などをしました。

質疑応答では活発に質問が出て、とてもやりがいのある租税教室でした。

浮田 知希 会員（西部支援学校）

一 般

丸亀少女の家は香川県丸亀市中津町にあります。おおむね14歳から20歳までの女子少年の改善更生と円滑な社会復帰を図る法務省管轄の施設です。昭和23年1月に司法保護団体「少女の家」が発足し、昭和24年1月に少年法等の施行に伴い、国に移管され「丸亀少女の家」の名称で四国少年院の分院となっています。

当日は村上丸亀税務署長、大野高松税務署税務広聴広聴官も一緒に講堂の教壇に上がっていただき、租税教室を実施しました。講義は、100分間でしたのでDVD「マリンとヤマトの不思議な日曜日」、社会で役立つ税のを中心としたパワーポイント、日税連テキスト「やさしい税金教室」を使った内容となりました。

給料明細書、年末調整、確定申告についてのたくさんのご質問を受けました。村上丸亀税務署長、大野高松税務署税務広聴広聴官にもご質問に答えていただき、有意義な時間が過ごせました。丸亀少女の家の法務教官の方々にお勉強になったと喜ばれました。今後も租税教室が継続していただけることをお願いしました。

秋山 千枝 会員（丸亀少女の家）

専 門 学 校

1年ぶり2回目で租税教室担当者は変わったものの、去年を知っている先生だったため事前打ち合わせは口頭だけで伝えたが、若干意思疎通が上手くいかず、当日バタバタしてしまいました。

最初のパタバタを引きずってしまい、本題に入る前のトークに余裕がなかったのですが、本題に入ると余裕と落ち着きを取り戻し、順調に展開できました。

租税教室終了後にQRコードを生徒のスマートフォンで読み込んでもらい、Googleアンケートを行い、今回の租税教室がどうだったのかの5段階評価を行ったところ、236人から回答がありました。47.8%が最高評価の「最高」5点、27.5%が高評価「とてもよかった」の4点であり、約75%から高評価でした。しかしアンケートの中の数人が同じところで「もっと詳しく聞きたかった」とあったので、その部分は改善したいと思います。

もっともっと生徒に刺さる租税教室を行うために、知識、伝え方、場数など、日々勉強していきたいと思いました。目標は70%が最高評価の「最高」5点です。

(瀧川 聡司 会員)

テレビ局の取材が入ったことも影響してか、生徒さんが積極的に発言し一緒に講義を進めることができました。

1人の生徒さん(テレビでインタビューを受けてくれた方)がクラスのムードメーカーとなっており、終始大変良い雰囲気での講義となりました。

講義の途中でかるぽーと、高知警察署、高知市役所、オーテピアなど公共施設の金額や信号機の種類を紹介することで、場の空気を仕切り直すことができました。

税金が何に使われているか知ることができ、税金はみんなの役に立っていることが分かったとの感想をいただきました。

矢野 太久 会員 (龍馬情報ビジネス&フード専門学校)

認 定 研 修

研修細則第4条の定めにより、下記の団体が実施する研修を認定しましたのでお知らせします。なお、申込等問合せについては、直接、当該団体等にお問い合わせいたします。

申請団体	開催日時	研修場所	研修テーマ	講師
全国女性税理士 連盟西日本支部 中国・四国 ブ ロ ッ ク	令和7年 6月28日(土) 13:30~15:30	エールエールA館6階会議室 Room1 (広島市南区松原町9-1)	①「金融機関の勇姿判断と決算分析の実態」 ②「経営改善計画・事業計画の策定とその限界」 ③「税理士と金融機関の連携で広がるビジネス」	澤村中小企業診断士 社会保険労務士事務所代表 澤村 信夫 氏
香川ICS協議会 愛媛ICS協議会 高知ICS協議会 徳島ICS協議会	令和7年 8月4日(月) 10:00 ~ 8月20日(水) 19:00	地域ICS協議会ウェビナーサイト	「資料収集・現地調査から評価まで ここが違う！プロが教える 土地評価の要諦」	税理士(近畿会会員) 不動産鑑定士 東北 篤 氏
租 税 訴 訟 学 会 中 四 国 支 部	令和7年 7月26日(土) 13:30~17:00	神戸国際会館セミナーハウス(9階) (神戸市中央区御幸通8-1-6) + WEB参加	①気になる(?) 裁決事例 ②消費税のインボイス方式への移行に伴う 法的課題(仮題)	①広島修道大学教授 奥谷 健 氏 ②立命館大学教授 望月 爾 氏

※ 詳細につきましては、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」に掲載しています。

📢 税理士用電子証明書をご利用の税理士の方へ

e-Tax ホームページのお知らせ（令和7年5月26日掲載）より
 (掲載 URL https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2025/topics_20250526_zeirishicard.htm)
 ※四国会ホームページお知らせにも掲載しています。

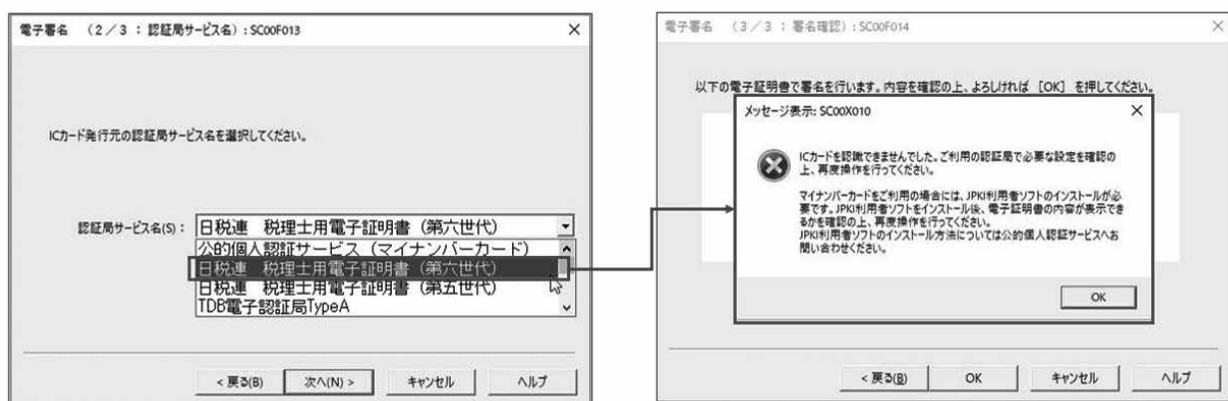
日本税理士会連合会が令和7年8月以降に発行予定の第六世代税理士用電子証明書の運用開始に先立ち、令和7年5月26日（月）から、当庁が提供する各種ソフト等において、第六世代税理士用電子証明書に対応しました。

本対応に伴って、認証局選択画面に「日税連 税理士用電子証明書（第六世代）」を追加するとともに、今まで「日税連 税理士用電子証明書」と表示していたところ、「日税連 税理士用電子証明書（第五世代）」に変更しました。

なお、認証局選択画面に表示される「日税連 税理士用電子証明書（第六世代）」は、第六世代税理士用電子証明書の運用が開始される令和7年8月1日（金）までは利用できませんのでご注意ください。

令和7年7月31日（木）までの間に「日税連 税理士用電子証明書（第六世代）」を選択した場合、以下のとおり、エラーメッセージが表示されます。

【エラーメッセージイメージ】（e-Tax ソフト）



この場合、第五世代税理士用電子証明書をご利用の際は、認証局選択画面で「日税連 税理士用電子証明書（第六世代）」ではなく、「日税連 税理士用電子証明書（第五世代）」を選択いただくようお願いいたします。

なお、会報7月号に「税理士認証カード発送開始スケジュール」、「第六世代税理士用電子証明書の取得の流れ」、「第六世代税理士用電子証明書の発行に関する質問と回答」等の資料を同封予定ですので、第六世代税理士用電子証明書についての詳細はそちらをご確認ください。

研修会のご案内

配信期間	時間	研修内容	
		(テーマ)	(講師)
令和6年7月4日(木)～令和7年6月30日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定5時間	令和6年度 第1回全国統一研修会 「税理士業務のための改正民法 (債権法)再確認」	弁護士 内田 久美子 氏
令和6年7月25日(木)～令和7年7月24日(木) (オンデマンド配信)	算定5時間	①経理業務合理化の必要性とデジタル化 ②帳簿と書類の電子化 ③スキャナ保存 ④電子取引と宥恕期間と令和5年度改正 ⑤電子インボイスほか取組のアプローチ	公認会計士・税理士 東京会会員 佐久間 裕幸 氏
令和6年9月4日(水)～令和7年9月3日(水) (オンデマンド配信)	算定5時間	税務調査に活かす紛争予防税法 —税務調査に裁判官の法的判断の構造を活かす方法(基礎編)	専修大学教授 弁護士 増田 英敏 氏
令和6年9月12日(木)～令和7年9月11日(木) (オンデマンド配信)	算定5時間	『評価通達6項の適用を検証する!! (R6.1.18東京地裁判決を受けて、実務家の視線から考える)』 【その他6項の重要事例を含む】	税理士・近畿会会員 笹岡 宏保 氏
令和6年10月8日(火)～令和7年9月1日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定5時間	令和6年度 第2回全国統一研修会 【実例から学ぶ】小規模宅地等の減額特例、配偶者居住権特例、相続後空き家譲渡特例、居住用財産譲渡特例	税理士・東京会会員 高橋 安志 氏
令和6年10月31日(木)～令和7年10月30日(木) (オンデマンド配信)	算定5時間	消費税研修会 「消費税トラブルの傾向と対策」	税理士・東京会会員 熊王 征秀 氏
令和6年11月29日(金)～令和7年11月28日(金) (日税連からオンデマンド配信)	算定5時間	令和6年度 第3回全国統一研修会 「税理士制度を俯瞰する ～税理士法の諸規定を中心として～」	税理士・東京会会員 坂田 純一 氏
令和6年12月9日(月)～令和7年12月8日(月) (オンデマンド配信)	算定5時間	税務調査対応のためのエビデンス研修会 「税務署を納得させるエビデンス—決定的証拠の集め方—」	税理士・東京会会員 伊藤 俊一 氏
①令和7年2月10日(月)～令和7年8月9日(土) ②令和7年2月10日(月)～令和8年2月9日(月) (日税連からオンデマンド配信)	①算定2時間 ②算定3時間	令和6年度第4回全国統一研修会 ①「令和7年度税制改正大綱の解説」 ②「法人税」	税理士・近畿会会員 上西 左大信 氏
令和7年5月12日(月)～令和8年5月11日(月) (オンデマンド配信)	算定5時間	貸倒損失及び債権譲渡の税務上の取扱いについて	税理士・東京会会員 中村 慈美 氏

※ ライブ配信・オンデマンド配信は、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」からご視聴ください。

※ 日税連では、マルチメディア研修で多くのコンテンツを配信しています。四国税理士会ホームページの「研修受講管理システム」にログイン後、「マルチメディア研修(日税連)」からご視聴ください。



今月は、原告らは、相続税の申告及び修正申告を共同でしたところ、渋谷税務署長から、被相続人から生前に賃借した土地に係る借地権の価額の2分の1に相当する金額を課税価格に加算すべきであるとして、相続税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をそれぞれ受けた事案です。原告らは、本件借地権相当額は贈与税の更正決定等の除斥期間は既に経過していたから、同贈与税について課税当局による課税権限の行使は不可能であり、相続税の課税価格に加算することはできない旨主張しました。

東京地裁は、相続税法21条の15により相続税の課税価格に加算される相続時精算課税適用財産の範囲は、相続時精算課税選択届出書の提出に係る財産の贈与を受けた年以後の年に、特定贈与者からの贈与により取得した財産として相続時精算課税制度の適用を受ける財産のうち、「当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの」と規定するとともに、納税者の申告や税務署長の更正決定等により贈与税の課税価格に算入されたものとは規定していない。また、更正決定等を行うことができる期間を経過して課税権が消滅したものを除く旨の法令の規定も存在しないとして、原告らの主張を退けました。



◆TAINSメールニュース No.721 (2025.05.15 発行) より

【1】 今月のお知らせ

収録した判決・裁決の一部を紹介します。

【相続税】

- ・ R06-03-14 静岡地裁 一部取消し、控訴 Z888-2728
贈与財産の範囲／内縁関係に基づく結婚費用分担義務の有無／「扶養義務者」該当性
- ・ R02-02-27 裁決 棄却 F0-3-690
無申告加算税／「調査通知がある前に行われたものであるとき」に該当するか否か

(税法データベース編集室)



◆TAINSメールニュース No.722 (2025.05.22 発行) より

【2】 今月の判決等

相続時精算課税～贈与税の更正決定等の除斥期間の経過した贈与財産の加算～

(令07-01-16 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2731)

原告らは、相続税の申告及び修正申告を共同でしたところ、原処分庁から、被相続人から生前に賃借した土地に係る借地権の価額の2分の1に相当する金額を課税価格に加算すべきであるとして、相続税の更正処分等を受けた事案です。

原告らは、本件借地権相当額は贈与税の更正決定等の除斥期間は既に経過しており加算することはできない旨を主張しましたが、東京地裁は、次のように判断して原告の主張を退けています。

原告らは、相続時精算課税選択届出書に係る財産の贈与を受けた平成21年以後の年である同年中に、対価を支払うことなく本件借地権相当額の経済的利益を受けたことにより、当該経済的利益を贈与により取得したものとみなされ(相続税法9条)、相続時精算課税の適用を受けるものであって、原告らの贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるものに該当する。原告らは、本件借地権相当額の贈与に係る贈与税に対する更正決定等の除斥期間は既に経過していたから、同贈与税について課税当局による課税権限の行使は不可能であり、本件借地権相当額は、本件相続税の課税価格に加算することができない旨主張する。しかし、相続税法21条の15は、相続税の課税価格に加算される相続時精算課税適用財産の範囲について、相続時精算課税制度の適用を受ける財産のうち「当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの」とし、これを超えて、納税者の申告や税務署長の更正決定等により贈与税の課税価格に算入されたものとは規定していない。したがって、原告らの主張は採用できない。

この原稿は、一般社団法人日税連税法データベースの承諾を得て作成しています。

《TAINS加入の方法》

- (1) インターネットを利用する場合 <https://www.tains.org/> の右上の入会案内のページから直接、またはFAXでの入会申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上お申し込みください。
- (2) 電話による場合 事務局 (03-5496-1195) までお電話ください。

税の広場

相続による土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について

令和7年度の税制改正により、次の1及び2の登録免許税の免税措置について、その適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。

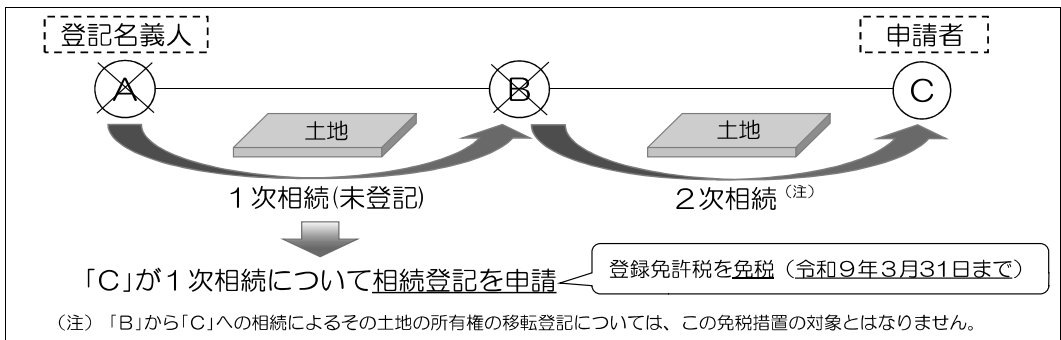
1 相続により土地を取得した個人が登記を受ける前に死亡した場合の登録免許税の免税措置

《特例の概要》

相続(相続人に対する遺贈を含みます。以下同じです。)により土地の所有権を取得した個人が、その相続によるその土地の所有権の移転登記を受ける前に死亡した場合には、令和9年3月31日までに、その死亡した個人をその土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さないこととされています(租税特別措置法第84条の2の3第1項)。

登記の種類	本則税率	特例 (適用期限: R9.3.31まで)
相続による土地の所有権の移転登記	0.4 %	免税

《イメージ》



2 少額の土地を相続により取得した場合の登録免許税の免税措置

《特例の概要》

個人が、令和9年3月31日までに、土地について所有権の保存登記(不動産登記法第2条第10号に規定する表題部所有者の相続人が受けるものに限り、以下同じです。)又は相続による所有権の移転登記を受ける場合において、これらの登記に係る登録免許税の課税標準となる不動産の価額(注)が100万円以下であるときは、その土地の所有権の保存登記又はその土地の相続による所有権の移転登記については、登録免許税を課さないこととされています(租税特別措置法第84条の2の3第2項)。

登記の種類	本則税率	特例 (適用期限: R9.3.31まで)
土地の所有権の保存登記	0.4 %	免税
相続による土地の所有権の移転登記	0.4 %	免税

(注) 市町村役場で管理している固定資産課税台帳に登録された価格がある場合は、その価格です。固定資産課税台帳に登録された価格がない場合は、登記官が認定した価額になりますので、その不動産を管轄する登記所にお問い合わせください。

会員異動

新入会員です。よろしくお願ひします。

入会〈5月1日〉・・・税理士法人

●辻・本郷税理士法人 高松事務所
(主たる事務所)

事務所 高松市寿町2-2-10
高松寿町プライムビル

電話番号 050-8892-3718

社員 関 誠宏

税理士の事務所所在地変更

氏名	事務所所在地
樋口 卓也	高松市室新町4-12
吉田 大介	三豊市三野町吉津乙1486-2 (高松支部→観音寺支部)
佐竹 洋治	徳島市佐古六番町5-26 ライオンズマンション徳島佐古六番町308号室
野口 英夫	四国中央市三島中央5-8-62 ABCビルみしま203号

氏名	事務所所在地
松内 政敏	四国中央市中曾根町366-1 JBA税理士法人 四国中央事務所 (観音寺支部→伊予三島支部)
小嶋 崇広	高知市上町4-7-22
山崎 隆重	高松市松縄町1108-3 税理士法人アクシス 高松支店
木村 宏二	高松市松縄町1108-3 税理士法人アクシス 高松支店
川人 洋一	吉野川市鴨島町喜来字宮北485-1 税理士法人アクシス 川人税理士事務所 吉野川支店 (徳島支部→川島支部)
金子 長彦	高知市河ノ瀬町180-1 マネジメントオフィス 202・203
関 誠宏	高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル 辻・本郷税理士法人 高松事務所 (坂出支部→高松支部)
堀口 栄二	八幡浜市駅前2-822-2
近藤 正光	松山市水泥町819-6
森 清	松山市土居田町165-4

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。6月(会報発行日以降)～8月の相談日等は下記のとおりです。

県	場所	相談日時	科目	担当者	
香川	税理士会館2F	8/21(木)	13時～17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		7/10(木)		資産税	岡田 隆行
愛媛	愛媛県税理士会館	7/4(金)・8/1(金)	13時 ～16時30分	法人税 消費税 所得税	大川 正純
		6/20(金)・7/4(金)・8/22(金)		資産税	潮見 秀孝
		7/17(木)・8/1(金)			池田 康廣
徳島	県連事務局	6/20(金)・7/4(金)・7/18(金) 8/8(金)・8/22(金)	13時～16時	資産税	坂野 哲也
高知	県連事務局	7/2(水)・8/6(水)	13時～16時	法人税 消費税	三本 聖典
		6/25(水)・7/16(水)・8/20(水)		資産税	門田 克也

〈会員相談室を利用される方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようお願いいたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

(受付時間・平日 10:00～11:45、13:00～14:45 TEL 03-3492-6016)

〈お詫び〉

この度は、山城英明先生のご逝去を心よりお悔み申し上げます。本来は3月号に掲載すべきところ、掲載が遅れ、ご迷惑をお掛けしたと、心より詫びいたします。

訃報

山城 英明 先生（坂出支部）
2月19日 90歳

四国税理士会 会員数

令和7年5月末現在

県名	税理士会員	税理士法人会員		
		主	従	計
香川	546	29	18	47
愛媛	576	43	21	64
徳島	296	25	14	39
高知	238	10	5	15
合計	1,656	107	58	165

※ 主は主たる事務所、従は従たる事務所

訃報

謹んでお悔やみ申し上げます

新見 和男 先生（徳島支部）
2月24日 88歳

瀬川 昌樹 先生（丸亀支部）
5月1日 70歳

佐川 健 先生（徳島支部）
5月27日 82歳



退会

（業務廃止）

〈5月27日〉 新佐 耕二（高松支部）



編 集 後 記

毎年梅雨から真夏の季節になると、ジメジメと暑さに耐えきれず「北海道へ移住したい」と考えてしまいます。温暖化の関係で気候も変わってはいますが、高知よりはマシなのではないだろうか…。ですが同時に積雪最高14cmの高知の人間が冬の北海道をどう生きていけるのだろうかと考えてしまい、楽観的な私でも「やっぱり無理よね…」と諦め、ため息をつく事の繰り返しです。この編集後記を皆さんが読まれている頃、私はきっと「北海道へ移住したいなあ」と呟きため息をついているだろうなと思われま。

（中田）

協 同 組 合 情 報



税理士VIP代理店に登録されている皆さま

Z2 キャンペーン期間/2025年4月1日~12月31日
Z2 キャンペーン実施中!

新規契約した
月額保険料に応じて
ギフトカードを
プレゼント!!



Z2 第25回 税理士VIP代理店挙績キャンペーン

- ◆対 象:税理士VIP代理店
- ◆対象契約:期間中に成立した全税共扱いの保険契約
- ◆表彰基準及び賞品

賞 名	表彰基準	賞 品
ドリームA賞	月額保険料 100万円以上※	10万円ギフトカード(商品券)
ドリームB賞	月額保険料 50万円以上※	5万円ギフトカード(商品券)

※期間中に成立した全税共扱い契約の初回保険料月額合計額

- ◆その他
- 各賞は重複して表彰しない。
- 営業職員との共同募集形態の場合は、原則として半額を計上する。
- V I Pの年払契約の場合は1ヶ月分(12分の1)を計上する。
- 全税共年金の一括払の保険料は100分の3を計上する。



新たな収入源で事務所を元気に!
「税理士VIP代理店」に新規登録された方は

Z1 キャンペーン!
 期間/2025年1月1日~12月31日

代理店登録をした税理士会会員にギフトカードを贈呈!

- ※税理士VIP代理店になるためには、生命保険協会が実施する資格試験に合格する等、一定の要件を満たす必要があります。
- ※キャンペーン及びVIP代理店の詳細につきましては、以下に記載の提携保険会社にお問い合わせください。

税理士VIP代理店とは

全税共提携保険会社と代理店契約を締結した税理士で、全税共の基本理念をふまえ、主要事業であるVIP大型総合保障制度・全税共年金の拡販に努める者。

税理士VIP代理店
 提携保険会社

- ◆朝日生命 ◆第一生命 ◆日本生命 ◆ジブラルタ生命 ◆明治安田生命 ◆エヌエヌ生命
- ◆メットライフ生命 ◆住友生命 ◆SOMPOひまわり生命 ◆アクサ生命 ◆富国生命
- ◆三井住友海上あいおい生命 ◆オリックス生命 ◆FWD生命

全税共の事業はホームページでご案内しています。

全税共

検索



四国税理士共済会事業

税理士報酬専用商品 報酬口座振替システム

ご利用料金	
項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい
インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け 口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金	
請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例 (別途消費税)		
請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者 **四国税理士共済会**
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先 (委託先会社) **NSS 日本システム収納株式会社**
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル
0120-700-676
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納



複利で2%!!

紹介手数料をお支払い
紹介キャンペーン
実施中

関与先をご紹介いただいた場合

新規加入事業所 20,000円/1件+消費税
被共済者 5,000円/1名+消費税

税理士をご紹介いただいた場合

新規加入事業所 40,000円/1件+消費税
被共済者 5,000円/1名+消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。
詳しくはぜひたいきょう事務局まで。

税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための

関与先にも
お勧めください!

特定退職年金共済制度

事業主にも従業員にも嬉しい「ぜいたいきょう」の退職金制度

ご契約いただける方 関与先の皆様もご加入できます

満65歳未満までOK!

- ① 税理士会会員 (税理士法人含む)
- ② 税理士会及び税理士関連組織 (賛助会員)
- ③ 関与先等 (賛助会員)



制度の特徴

- 月額3,000円から、確かな保証!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。
ただし、満60歳未満の方まで可。
- ※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。
お手元がない場合はぜひたいきょう事務局までご請求ください。
- 退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- 退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いいたします。

★充実した福祉事業制度 (結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

※掛金の費用負担はございません。



退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

口数10口(10,000円)の場合			
加入期間	基本退職 年金月額	基本退職 一時金	基本遺族 一時金
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。

※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。

※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

税 退 共

一般社団法人 **ぜいたいきょう**

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846
さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階
Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261
http://www.zeitaijyo.com



ぜいたいきょう 検索
制度の詳細はホームページを
ご覧ください

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。
1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

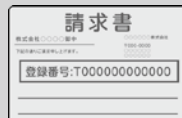
税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の

報酬自動支払制度



報酬自動支払制度は



インボイス制度 対応

ネット受付口座振替サービス 開始!



【ネット口座振替サービスについて】

※本サービスはオプションです。※個人口座のみご利用可能です。
※対応金融機関など詳細はHPをご確認ください。

関与先様 1件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから!

“報酬自動支払制度”で 二次元コードから
アクセス

検索 または

報酬自動支払制度 検索

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型



少ない件数からの
利用をお考えの先生

基本料が無料なので気軽にご利用を
開始できます。

基本料 (振込手数料含む)

無料

口座振替請求手数料

335円/件

売上管理型



請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生

機能が充実し事務所の請求管理業務の
一部を自動化できます。

基本料 (振込手数料含む)

1,800円/月
5日と28日両方の振替日をご利用
の場合、2,100円/月となります。

口座振替請求手数料

240円/件

※表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは

0120-155-551

関与先様の集金は My 集金 NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など
定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは **03-3345-0890**



税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス



税理士職業賠償責任保険 契約更新のお知らせ

口座振替の皆様へ

4月上旬 ご案内発送

☆契約内容を変更される場合は、
お知らせください

【口座振替日】
6月27日(金)

郵便振替の皆様へ

5月上旬 ご案内発送

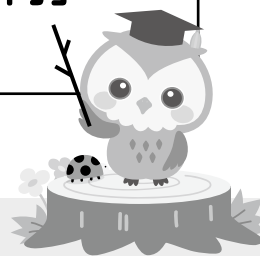
☆更新専用の払込取扱票(※)を使用し
て、保険料をお払い込みください

(※) 申込書を兼ねていますので、必ず使
用してください

【払込期限】
6月30日(月)

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

「2025年度 契約更新手続きのご案内」
をご確認ください



お問合せ先 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907
<https://www.zeirishi-hoken.co.jp>



領収証や通帳を読み取るだけで仕訳生成。
顧問先の入力業務削減も「JDL AI」で!



通帳や証ひょうを置くだけで読み取り!

JDL Scan stand®

「JDL AI」を搭載した企業経理のためのコンピューター

JDL Benny®

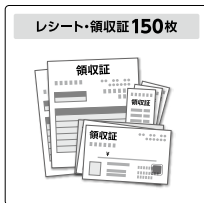


JDL AI®

手入力とは比較にならない速度と精度で入力業務を省力化

新開発 証ひょう読み取りと同時に仕訳を生成! 「オンタイム仕訳生成処理」

たとえば約400仕訳ならわずか**3分**で完了!



※弊社所定のサーバーおよび証ひょう読み取り機器にて読み取り、JDL AIによる仕訳データ生成を行った実測値です。

インボイス番号も自動で読み取り!

領収証や請求書から登録番号を自動で読み取り・解析。適切な税率を仕訳データにセットします。

証ひょうを読み取るだけ!

通帳や領収証を読み取るだけで仕訳を生成。簡単な操作ですぐにご活用いただけます。

公益法人や学校法人にも対応!

公益法人・学校法人・社会福祉法人の処理にも対応。幅広い顧問先の入力業務の負担を軽減します。

※2024年7月対応予定。

入力業務削減は「JDL AI」。詳しくはホームページをご覧ください!

JDL

検索



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

高松営業所 / 〒760-0017 高松市番町1-6-1 (両備高松ビル3F) …… Tel.087-805-1521(代)

全国税理士共栄会だより No.590

(2025年6月号)

実績に定評のある医療機関と提携

全税共の健康事業

全税共会員は
優待料金で
ご利用になれます



早期ガンの発見に

全国 28ヶ所 PET検診

- 厚生仙台クリニック(仙台)
- AIC 画像検査センター(つくば)
- 宇都宮セントラルクリニック(宇都宮)
- 永仁会シーズクリニック(所沢)
- 武蔵村山病院(東京)
- 四谷メディカルキューブ(東京)
- 総合東京病院(東京)
- ゆうあいクリニック(横浜)
- 新百合ヶ丘総合病院(川崎)
- 亀田メディカルセンター(千葉)
- 聖隷健康診断センター(浜松)
- 一宮西病院(愛知)
- 東名古屋画像診断クリニック(名古屋)
- 公立松任石川中央病院(石川)
- 武田病院画像診断センター(京都)
- OCAT予防医療センター(大阪)
- 大阪府済生会中津病院(大阪)
- 西の京病院(奈良)
- 兵庫医科大学病院PETセンター(兵庫)
- 淳風会健康管理センター(岡山)
- セントヒル病院(山口)
- 徳島大学病院(徳島)
- 福岡和白総合健診クリニック(福岡)
- 古賀病院21 PET画像診断センター(福岡)
- 西諫早病院(長崎)
- 魚住クリニック(熊本)
- 宮崎鶴田記念クリニック(宮崎)
- ちばなクリニック(沖縄)

病気の早期発見、早期治療に

全国 21ヶ所 人間ドック

- 大宮共立病院(埼玉)
- 明治安田新宿健診センター(東京)
- 朝日生命成人病研究所(東京)
- 亀田京橋クリニック(東京)
- 総合東京病院(東京)
- 荻窪病院(東京)
- 東京国際クリニック(東京)
- 新百合ヶ丘総合病院(川崎)
- ゆうあいクリニック(横浜)
- 亀田メディカルセンター(千葉)
- セコメディック病院(千葉)
- 野田総合病院(千葉)
- 聖隷福祉事業団(浜松3ヶ所、静岡1ヶ所)
- 一宮西病院(愛知)
- 住友生命福祉文化財団(大阪)
- 大阪府済生会中津病院(大阪)
- 兵庫医科大学 梅田健康医学クリニック(大阪)
- 淳風会健康管理センター(岡山)
- 長崎病院(広島)
- 福岡和白総合健診クリニック(福岡)
- 聖マリアヘルスケアセンター(福岡)

ご自身やご家族の安心のために
年1回の健康診断を習慣にして
健康寿命を伸ばしましょう

PET検診、人間ドックに関するお問合せ・資料請求先 **全税共事務代行社 (株)日税ビジネスサービス TEL 0120-839-971**

全国税理士共栄会 全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 **全税共** **検索**
東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

